



	分別の種類	ごみの出し方・出し方
ステーション収集 資源ごみ	も やせるごみ  <p>指定袋 大田原市</p> <p>生ごみは水を切ってください</p> <p>せん定した枝木等は太さ10cm以下、長さ50cm以下(1家庭3束まで)</p> <p>プラスチック製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ(よく水切りする)、食用油(固めたものや新聞紙・布等にしみこませて十分に乾かしたもの)、紙おむつ(汚物は取り除く)、せん定枝木(太さ10cm以下 長さ50cm以下 1家庭3束まで)、皮革製品、プラスチック製品、ポリタンク、ゴム製品、発泡スチロール(白色トレイ以外)、汚れた紙製容器、木製品、木くず、炭、乾燥剤、使い捨てカイロ、保冷剤、アルミ箔(アルミホイル) 等 ※もやせるごみの中には、資源になる雑がみ(紙類)が多く含まれています。パンフレットや包装紙等は、雑誌類(雑紙)に分別してください ※プラスチック製のおもちゃや皮革製品等で、金属が取り外せない場合は、もやせないごみの指定袋で出してください ※せん定枝木は太さ10cm以下、長さ50cm以下にそろえたうえで、片手で持てる程度にひもでしばって出してください(ごみステーションに出せるのは1家庭3束まで)
	ビン類  <p>青色のコンテナ 茶色のコンテナ 緑色のコンテナ</p> <p>無色透明ビン 茶色ビン その他の色のビン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料や食品、食用油、調味用油、飲み菓の空きビン ※中身を出して水ですすいしてから、色分けして、指定のコンテナへ寝かせて出してください ※中身が取り出せない(固まってしまったり、キャップが開かない等)ビンは、ガラス類の指定袋で出してください ※キャップや注ぎ口(中栓)は、出来るだけ外してください(ラベルは剥がさないで結構です) ※色の判断がつかないビンは、その他の色のビンとして緑色のコンテナに出してください ※割れたビン(安全につまめる程度の大きさ)も色分けしてコンテナへ出してください(細かく砕けたビンはガラス類を参照)
	ガラス類  <p>大田原市</p> <p>ガラス製のコップ</p> <p>ガラス製の皿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス製のコップやグラス、耐熱性のあるガラス製品(ほ乳瓶、皿等) ※割れたガラスや細かく砕けたビン・ガラスの破片は、新聞紙等に包んで「ケケン」と表記してから、ガラス類の指定袋で出してください ※鏡や瀬戸物はもやせないごみの指定袋で出してください
	かん類  <p>大田原市</p> <p>空き缶をつぶさないで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料、缶詰、菓子等の飲食物、入浴剤等の空き缶 ※中を水ですすいで潰さないで出してください ※飲料用缶のキャップ、一斗缶、パール缶、スプレー缶、オイル缶、ガス缶(カセットボンベ)等の金属類はもやせないごみで、1辺が20cm以上の大きさの缶はできるだけもやせないごみの指定袋で出してください
	もやせないごみ  <p>指定袋 大田原市</p> <p>玉冠・金属製キャップ</p> <p>ガスを使い切る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●鍋、やかん、ペンキ缶等の金属類、瀬戸物、傘、鏡、王冠等の金属製のフタ、電球(LED含む)、鍋焼きうどんの空容器やガスレンジ周りのアルミ製品、また、プラスチック製品やガラス製品等で金属が取り外せないもの、つぶれた缶等 ※スプレー缶、ガス缶は穴をあける必要はありません。中身を使い切ってから出してください。中身およびガス抜きは火気のない屋外の風通しのよい場所で行ってください ※割れた鏡や刃物等は、新聞紙等に包んで「ケケン」と表記してください ※傘は、結んだ指定袋からはみ出しても回収します ※小型家電品は分解しないでください
	蛍光管  <p>リング状蛍光管 電球型蛍光管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※蛍光管を買った時の箱(筒)に入れ、複数の場合は、ひもで縛って出してください ※箱(筒)がない場合や割れた蛍光管は、もやせないごみの指定袋に、蛍光管のみを入れて出してください。結んだ指定袋からはみ出しても回収します ※LED製品は、もやせないごみの指定袋で出してください
	水銀体温計 	<ul style="list-style-type: none"> ※透明なビニール袋に水銀体温計のみを入れて出してください。水銀血圧計や水銀温度計も一緒に出せます ※電子体温計は、もやせないごみの指定袋で出してください
	乾電池  <p>充電式電池・ボタン電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※透明なビニール袋に乾電池のみを入れて出してください ※乾電池以外の電池(充電式電池、ボタン電池等)は、回収できませんので、販売店等に持ち込みリサイクルしてください



〈広告〉

スタッフ一同きれいな町づくりを皆さんと一緒に進めていきます



大田原市可燃・不燃ごみ収集委託業者
より快適で豊かな社会を目指して

有限会社 **北那須通商**



営業時間
午前8:00～午後5:00
定休日
日曜日



大田原市検木沢937-1 TEL.0287-54-3165 FAX.0287-54-3183

RECYCLING

鉄くず・非鉄金属くず等、ご相談下さい。



ECO 

有限会社 稲田藤七商店

大田原市若松町2-26

☎0287-22-2169



▶ 家庭ごみの出し方3原則

- ごみは指定袋に入れ、決められた日の朝(8時30分)までに、ステーションに出してください。
- 指定袋の口を縛って、出してください。(ごみの分け方・出し方に責任を持ちましょう。口を紐で縛ったり、ガムテープで留めるのは違反です。)
- 決められたごみステーションに出してください。

▶ 家庭からの直接搬入ごみ

- 一度に家庭から多量のごみ(30kg以上または1㎡以上)や袋に入らない粗大ごみを排出する場合は、「広域クリーンセンター大田原」へ直接搬入してください。
- 各家庭から直接「広域クリーンセンター大田原」にごみを搬入する場合は処理料金が掛かります。
- ※処理料金:10kgあたり150円

▶ 事業系のごみ

ごみステーションには出せません。

- 店舗や会社、工場、飲食店、医院、農林業等事業活動(個人事業であっても)に伴うごみ(産業廃棄物等を除く)は、市許可業者へ依頼するか直接「広域クリーンセンター大田原」(処理料金:10kgあたり150円)へ搬入してください。
- 事業系ごみ(産業廃棄物等を除く)についても、市の分別方法に従い搬入してください。

▶ 厨芥ごみ処理機器設置補助金

補助対象

市内に住所があり、厨芥ごみ(生ごみ)処理機器(容器式・機械式)を購入した18歳以上の方で、市税等を滞納していない方(同一世帯の方を含む)

※申請は購入した日から30日以内に行ってください。補助金の支給は1人1基までです。過去に補助を受けた方は、耐用年数(5年間)が経過するまでは補助を受けることができません。

補助金の額

(※毎年度予算の範囲内においての補助となりますので、必ず補助される訳ではありません。)

厨芥ごみ(生ごみ)処理機器購入費(税抜きの本体価格)の2分の1(100円未満切捨て)

容器式は3,000円限度 機械式は20,000円限度

※申請に必要な書類は、市のHPからダウンロード頂けます。

<http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/2013082776969/>

▶ ごみ分別方法検索サイト「おおたわらクリーンナビ」

「おおたわらクリーンナビ」は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、いつでもごみの分別方法を検索できるサイトです。

また、各地区のごみ分別収集カレンダーを見ることもできます。ぜひご利用ください。



ごみの詳しい分別方法はこちら▶

地球温暖化防止に向けた補助事業

問 本2階 生活環境課 環境保全係 ☎0287-23-8775

▶ 大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金

クリーンエネルギー自動車を購入された方に対して、その購入費の一部を補助します。

補助対象車両

使用の本拠の位置が市内である、

1. 電気自動車(日産:リーフ、三菱:i-MiEV等)
2. 燃料電池自動車(トヨタ:MIRAI(ミライ)等)
3. エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるプラグインハイブリッド自動車(トヨタ:プリウスPHV、三菱:アウトランダーPHEV等)

補助対象者

次の要件を全て満たす方とします。

1. 市内に住所を有する方
2. 自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入した方
3. 同一世帯の方を含め、市税等を滞納していない方
4. 過去にこの補助金を受けたことのない方

補助額

1台当たり100,000円(定額)

申請方法等

車両購入後その年度の末日までに必要書類を整えて市生活環境課へ提出してください。申請書類や受付期間等は、市ホームページでご確認ください。

※申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。また、年度によって補助額の変更や補助事業の廃止等、事業内容が異なる場合がございますので、ご了承ください。



市内にあります市の道路や公共施設・上下水道等のインフラの不良箇所を見つけたら、市ホームページのフォームから現場の写真を添付してお知らせください。

たとえば、

- 道路に穴があいている、道路の路肩が崩れている
 - 道路脇の木が道路側へ倒れている、倒れそうになっている
 - 公園の遊具が壊れている、壊れそう
 - 側溝やマンホールのふたが傷んでいる、外れている
- 等です。

市民のみなさまから情報提供をいただくことにより、修繕等の対応を、さらに迅速に行うことができるようになります。ご協力をよろしくお願いたします。

利用方法

不良箇所の写真をスマートフォン等で撮影し、市ホームページのフォームからご送付ください。

【URL】<https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/report/3/>
スマートフォン等のGPS機能を利用して写真に位置情報を付加していただくと、よりスムーズに対応することができます。

スマートフォンからのアクセスは以下の二次元コードをご利用ください。



市営住宅

西原団地	美原1丁目、3丁目	鉄筋コンクリート4階、3DK176戸
東雲団地	上奥沢	鉄筋コンクリート4階、3DK56戸
実取団地	実取	鉄筋コンクリート3階、3DK126戸
若草団地	若草1丁目	鉄筋コンクリート4階、3DK48戸
佐久山団地	佐久山	長屋形式、2K・3K16戸
中田原団地	中田原	長屋形式、2K・3K151戸
大豆田団地	大豆田	鉄筋コンクリート3階、3LDK30戸

市有住宅

市有大豆田住宅	大豆田	木造2階、2K26戸、3DK1戸
---------	-----	------------------

▶ 入居申し込みについて

入居資格

- 同居している親族、または婚約者を含む同居しようとしている親族がある方(60歳以上の方や障がいのある方は単身で入居できる場合があります。)
- 住宅に困っている方
- 市税等に滞納がない方
- 暴力団員でない方
- 収入が基準以下の方

連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が1名必要となります。

- 原則、市内に居住している方
- 保証能力が認められる収入のある方
- 市税等に滞納がない方
- 公営住宅へ入居していない方

申し込みに必要な書類

- 市営住宅入居申込書または市有住宅入居申込書
 - 世帯全員の住民票(世帯主との続柄、本籍および筆頭者が記載されているもの)
 - 前年分の所得額を証明する書類(申込人、連帯保証人とも必要)
 - 納税証明書等市税等の滞納が無いことを証明する書類(申込人、連帯保証人とも必要)
 - そのほか就業時期や世帯状況により必要となる書類もあります。
- 申込書は本人または同居しようとする方が持参してください。

申込書類について不実記載の不正により資格が無いことが判明した場合は、入居許可を取り消します。

注意事項

- 家賃は世帯の所得により決定します。
- 入居時に敷金(家賃の3か月分)が必要です。原則として退去時に全額返還します。
- 浴槽やボイラーは付いておりません(市有住宅を除く)ので、ご用意ください。
- 鉄筋の建物は家賃の他に共益費がかかります。
- 自治会に加入する必要があります。
- 駐車場は、各家庭1台のみです(軽自動車を含む)。
- ペットの飼育・持ち込みは禁止です。
- 退去時の畳の表替え、襖の張替、清掃等の費用は、退去者負担です。

木造住宅耐震化促進普及活動 (耐震化促進普及員制度)

問 本5階 建築住宅課 指導係 ☎0287-23-1178

昭和56年5月以前に建築着工された木造住宅に対する耐震化促進をより強力なものにするため、市内の建築工事業者との連携・協働により、市内の木造住宅耐震化促進普及活動を「耐震化促進普及員」が実施しています。

▶耐震化促進普及員とは

市が主催する専門研修を受講し、耐震化促進普及活動に必要な説明を受け、市の認定を受けた市内に所在する建築工事業者の従業員です。

耐震化促進普及員は、対象となる住宅を戸別訪問し、市が実施している次の耐震化補助金制度についてのみ説明を市に代わって行います。

- 大田原市木造住宅耐震診断費等補助金
- 大田原市木造住宅耐震改修費等補助金

木造住宅の耐震診断・ 耐震改修等補助制度

問 本5階 建築住宅課 指導係 ☎0287-23-1178

震災に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建てられた市内にある木造住宅に対して、耐震診断、耐震改修・建替え費用の一部に補助を行っています。

申請方法等

耐震診断や耐震改修・建替え補助申請については、全て事前申請となります。事業着手前に必要書類を添えて、建築住宅課へ提出してください。

なお、必要書類や様式等は市ホームページでご確認ください。

▶耐震診断費等補助金

対象住宅

次の全てに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 木造2階建て以下の一戸建て住宅 等

対象者

次の全てに該当する方

- 補助対象住宅の所有者(共有者を含む)
- 国、県および市税の滞納のない方 等

補助額

耐震診断費等に要した費用に3分の2を乗じた額(1,000円未満切捨て)で次のとおり

- 耐震診断のみの場合 上限 2万円
- 補強計画策定のみの場合 上限 8万円
- 耐震診断および補強計画策定の場合 上限10万円



▶ 耐震改修・建替え補助金

耐震改修の場合

耐震改修とは、耐震診断の結果に基づき、安全性を高めるための補強工事のことをいいます。

対象住宅

次の全てに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅
- 耐震診断結果に基づいて行う耐震改修 等

対象者

次の全てに該当する方

- 補助対象住宅の所有者(共有者を含む)、またはその所有者の二親等以内の親族で耐震改修工事に係る契約者となる方
- 国、県および市税の滞納のない方 等

補助額

最大100万円

- 耐震補強計画を含めて耐震改修を行う場合、100万円または耐震改修費用の5分の4を乗じた額(1,000円未満切捨て)のいずれか低い額(ただし、耐震補強計画を含めて耐震改修補助金を受ける場合は、補強計画策定補助は受けられません。)
- 耐震補強計画が策定済みの場合、耐震改修費用の2分の1を乗じた額で上限は80万円(1,000円未満切捨て)

耐震建替えの場合

耐震建替えとは、耐震診断により、改修が必要であると診断された住宅について、これを除却し、建替え前と同一敷地内に新たに住宅を建築することをいいます。

対象住宅

次の全てに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅
- 建替え前の住宅に係る住宅用途部分が70㎡を超えている
- 耐震診断結果に基づいて行う建替え
- 建替え後の住宅が省エネ基準に適合している 等

対象者

次の全てに該当する方

- 補助対象住宅の所有者(共有者を含む)、またはその所有者の二親等以内の親族で建替え工事に係る契約者となる方
- 国、県および市税の滞納のない方
- 建替え後の住宅所有者が、従前の所有者の二親等以内の親族である方 等

補助額

次の合計額で最大110万円

- 100万円
 - 県産出材を10立方メートル以上使用する場合は上記の補助額に10万円上乗せ
- (注意) 国や県の補助金と重複利用ができないメニューもございますのでご注意ください。



ブロック塀等の除却・改修・建替え補助制度

問 5階 建築住宅課 指導係 ☎0287-23-1178

地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、建築基準法令に合っていないブロック塀等の除却・改修・建替え費用の一部に補助を行っています。

(注意) 申請前にブロック塀等を除却・改修・建替え(本工事に係る請負契約締結を含む)した場合には、補助対象となりませんのでご注意ください。

工事業者は市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。

申請前に必ず事前相談を行ってください。

▶ ブロック塀等の除却・改修・建替え補助金

対象となるブロック塀等

- 通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面しているブロック塀等
- 建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていないブロック塀等

対象者

- ブロック塀等を所有する方
- 国、県および市税の滞納がない方

補助額

次の合計額で最大36万円

- 除却工事に要する費用または24万円のいずれか少ない額(1,000円未満切捨て)に3分の2を乗じて得た額で上限16万円
- 建替え若しくは改修工事に要する費用または30万円のいずれか少ない額(1,000円未満切捨て)に3分の2を乗じて得た額で上限20万円

(注意) 補助対象工事に要する費用(除却・改修・建替えのいずれにも該当する場合を含む。)は、ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を超えるものは認めません。

申請方法や必要書類については、大田原市ホームページでご確認ください。

〈 広告 〉

総合解体工事・土木工事

産業廃棄物収集運搬

有限会社

安彦興業

〒324-0246

栃木県大田原市寒井 243

TEL (0287)54-2203

FAX (0287)54-4433

E-mail : yasuhikokougyou@msn.com

▶ 犬の登録

生後91日以上の子犬を飼うときは、必ず登録が必要になります。登録に際しては、3,000円の手数料がかかります。
生活環境課窓口で新規登録の申請をしてください。栃木県獣医師会会員の動物病院でも登録できます。

▶ 狂犬病予防注射

年1回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。市では毎年4月に集合注射を実施しています。集合注射で接種できなくても、動物病院等で接種することができます。
また、栃木県獣医師会会員の動物病院で接種する場合は病院で注射済票の交付が受けられます。
それ以外の病院等で接種した場合は、証明書が発行されますので、証明書を持参のうえ、生活環境課窓口で注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

▶ 鑑札および注射済票の装着について

保護された犬が少しでも早く、一頭でも多く飼主のもとへ帰るように、犬の登録をした際に交付される鑑札や狂犬病予防注射済票の首輪等への装着、マイクロチップの埋め込みによる所有者明示をください。
また、いなくなったことに気づいたら、すぐに生活環境課にお問合せください。

▶ 市内小動物病院一覧

病院名	所在地	電話番号
あさい動物病院	富士見1-1632-5	0287-24-1515
うすば動物病院	薄葉2157-9	0287-26-2015
末広小動物診療室 (往診専門)	末広1-4-19	090-1619-7194
長光動物病院	本町1-2711-10	0287-23-6251
那須野ヶ原アニマル クリニック	浅香2-3574-98	0287-22-8899
はな動物病院	富士見2-1729-3	0287-22-8741
みわ動物病院	北金丸1863-479	0287-47-7305

▶ 飼い犬および飼い猫の避妊および去勢手術費補助金について

市では飼い犬および飼い猫の望まない妊娠を制限し、不当な捨て犬捨て猫を減少させるため、飼い犬または飼い猫に避妊または去勢手術を実施した飼い主の方に次のとおり補助金を交付します。

補助対象

- 所有者が市内に住所を有すること。
- 販売目的ではなく飼っている犬または猫であること(ただし1世帯当たり当該年度2頭まで)。
- 犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録および予防注射を受けていること。
- 所有者の世帯において市税等の滞納がないこと。
- 栃木県内に開業する獣医師の避妊または去勢手術を受けること。

補助金の額

めす犬は1頭につき5,000円、めす猫は1頭につき4,000円、おす犬は1頭につき4,000円、おす猫は1頭につき3,000円を限度とする。

申請方法

- 申請は所有者が行ってください。
- 所有者が未成年の場合は法定代理人(親権者等)が申請者となります。
- 手術日を含めて30日以内に申請書を提出してください。
- 申請書内の手術実施確認欄には手術を実施した獣医師の証明が必要です。
- 申請書兼請求書は市ホームページよりダウンロードできます。





▶ 自治会に加入しましょう

自治会は、地域内に住む人々によって組織された団体で、地域内に生ずるさまざまな共通の課題の解決に取り組むとともに、市や関係機関と協力しながら、明るくすみよいまちづくりのための活動を行っています。

自治会に加入し、明るく、楽しく、美しい豊かなまちをつくるためみんなで話し合い、より良い地域づくりに取り組んでいきましょう。

※市では、市民への通知(広報紙、各課からのお知らせ等)は、原則として自治会を通じて行っております。

▶ 自治会の活動について

自治会では、主に次のような活動を行っています。

子ども会・老人クラブ等の活動

子ども会や老人クラブ、青少年・女性団体等、地域内の各種団体の育成や支援を行っています。

文化・レクリエーション活動

地域の親睦を図るため、体育祭や文化祭、盆踊り等の誰でも気軽に参加できる事業に取り組んでいます。

自主防災活動

地域の安全を地域ぐるみで守るため、また地震等の災害に備えるため、地域で連携しながら、自主防災活動を行っています。

自主防犯活動

空き巣や痴漢等の犯罪を防ぐため、地域ぐるみで安全安心なまちづくりに取り組んでいます。また、自治会長を通じて、市への防犯灯の設置要望や修理依頼を行っています。

環境美化活動

地域内の道路や公園等の清掃活動を行い、環境美化に努めています。

また、自治会が管理しているごみステーションの清掃を行っています。自治会管理のごみステーションの利用については、それぞれの自治会にご相談ください。

▶ 自治会に加入するとき

現在、市内にはお住まいの地域により、166(令和4年10月1日現在)の自治会があります。自治会への加入については、お近くの自治会長、班長(組長)にお申し出ください。お住まいの地域の自治会がわからない場合には、政策推進課市民協働係(☎23-8715)にお問い合わせください。





市では、空き家を有効活用し、定住等の人口増加による地域活性化を目的として空き家バンク制度を実施しています。

▶ 空き家バンクとは

空き家バンクは、市内にある空き家の売却・賃貸を希望される所有者から、申し込みのあった空き家の情報を市のホームページ等に掲載をすることで、空き家を利用したい方に情報提供を行うシステムです。交渉や契約は市と協定を締結している(公社)栃木県宅地建物取引業協会に登録をしている業者が行うので安心して利用できます。(空き家の登録には審査があります。)

▶ 対象者

空き家の売却・賃貸を希望される方

空き家に係る所有権または売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方。

空き家の利用(購入・賃借)を希望される方

市内に空き家等を利用して定住若しくは定期的な滞在をされる方。

▶ 物件の閲覧

大田原市のホームページまたは建築住宅課窓口で閲覧ができます。

▶ 関連補助金

空き家改修費補助金

空き家バンクを利用して空き家を購入した方に対し、空き家改修費の一部を補助します。(一軒の家に対し、1回の申請しかできません。)

補助額 最大60万円(施工業者が市外の場合は50万円)
(複数の改修工事を契約した場合、申請できるのは1件の契約のみです。)

補助率 2分の1

対象事業 居住のために必要な設備、内装、屋根等を改修する事業

空き家利用子育て世帯家賃補助金

空き家バンクを利用して空き家を賃借した子育て世帯に対し家賃の一部を補助します。

対象者 空き家バンクを利用して空き家を賃借した世帯で、申請時に12歳以下の者がいる世帯

補助額 1万円/月(空き家の家賃が3万円/月以上の場合に限る)

補助期間 最大36か月

▶ 関連情報

申請方法や詳細については、建築住宅課までお問い合わせいただくか、大田原市ホームページでご確認ください。

